

きらりびとみやしろへの寄付金は 税額控除が受けられます。

NPO 法人きらりびとみやしろは、平成27年10月 埼玉県から寄付金への税額控除が受けられる認定 NPO 法人の仮認定を受けました。

これにより、当法人へのご寄付は、寄付金控除として「所得控除」か「税額控除」のどちらかを選択いただけます。

年間寄付金額や所得税率によって異なりますが、一般的には「税額控除」を選択するほうが、所得税額が少なくなります。

いずれの控除の場合も、確定申告の手続きが必要です。当法人が発行する領収書（寄付金受領証明書）を添付して税務署に申告してください。

寄付金控除（税額控除）額の計算

$$(\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

確定申告時は、税額控除額が所得税額から差し引かれます。